

○宍粟市水道事業給水条例施行規則

平成17年4月1日規則第154号

改正

平成29年9月27日規則第28号

令和元年12月12日規則第24号

宍粟市水道事業給水条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市水道事業給水条例（平成17年宍粟市条例第211号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことがある。

2 給水装置には、量水器箱その他附属用具を備えなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第3条 条例第5条に規定する給水装置の新設、増設、変更又は撤去の工事をしようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事申込書（様式第1号）により申し込まなければならない。

(利害関係人の同意書の提出)

第4条 条例第5条の規定に基づき新設等の工事を施行するについて、次の利害関係人があるときは、申込者は、それぞれ次に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の所有建物に給水装置を設置しようとするときは、家屋占用承諾書（様式第1号）

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするときは、土地占用承諾書（様式第1号）

(3) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、支管分岐承諾書（様式第2号）

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が特別な理由があると認めるときは、利害関係人の承諾書

(5) 前各号のほか市長が必要と認めるときは、申込者の誓約書

(開発等の事前協議)

第5条 条例第6条の協議は、開発給水協議書（様式第3号）の提出をもって行う。

2 条例第6条の開発行為とは、おおむね0.2ヘクタール以上の住宅、別荘、工場、事務所、娯楽レクリエーション施設、教育文化施設等の用に供するための用地の造成をいう。

3 市長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に様式第4号の書面により回答する。

4 市長は、開発等新たな給水の申込みにより、当該給水に必要な配水管及び配水施設等（以下

「配水管等」という。)の新設、増設及び申請により配水管等の移設(以下「新設等」という。)を行う場合は、別に定める基準により当該配水管等の新設等に要する工事費(以下「工事負担金」という。)を、当該申込者に負担させるものとする。

5 前項の工事負担金の算定方法等については、別に定める。

(給水装置使用材料)

第6条 市長は、条例第9条第2項に定める設計審査又は工事検査において、宍粟市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により市長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第10条の規定により市長が指定する材料は、次に該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責めにおいて、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、前項の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

3 市長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁までとする。

(工事費の算出基礎)

第8条 条例第11条第3項の規定に基づく工事費の算出基礎は、次に定めるものとする。

(1) 材料費については、市長が定める材料単価表

(2) 労力費については、市長が定める労務単価表

(3) 道路復旧費については、市長が定める道路復旧工事単価表

(4) 運搬費については、その工事に要した実費額

(5) 工事監督費は、市長が定める工事監督費

(6) 間接経費については、市長が定める間接費区分表

(給水管の口径)

第9条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさを決めなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(給水管埋設の深さ)

第10条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては120センチメートル以上、私道内においては120センチメートル以上、宅地内においては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(メーターの設置位置)

第11条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (3) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (4) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第12条 条例第22条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、市長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(メーターの貸与)

第13条 条例第22条第1項に規定によるメーターの保管者は、メーター保管証書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(保管者の義務)

第14条 メーターの保管者は、メーターの点検若しくは取替業務を行う際、機能を害するような物を置き、又は工作物を設けて、業務を阻害してはならない。

2 前項の義務を怠ったときは、市長は、現状回復、位置変更その他必要な措置を講じ、その費用は違反者から徴収する。

3 保管者は、メーターに異状があるときは、メーター検査申請書(様式第6号)により市長に検査を請求しなければならない。

(メーターの検査)

第15条 メーターの検査は、申請者又はその代理人立会のうえ行うものとする。

2 検査の結果使用公差を越えるときは、その割合に応じて既使用の水量を更正し、料金を還付し、又は追徴する。この場合において、次回徴収の料金で精算することができる。

3 市長は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査を拒むことができる。

(検査に要する特別費用)

第16条 メーター、給水装置及び水質検査において特別の費用を要する検査は、次に該当する場

合をいう。

(1) 給水装置の機能については、通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。

(危険防止の措置)

第17条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道以外の水管その他の水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上の階又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第18条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管保護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(届出の義務)

第19条 条例第19条、第20条、第23条第1項及び同条第2項に規定する届出の義務は、次のとおりとする。

(1) 給水装置代理人(管理人)を選定した使用者(様式第7号)

(2) 給水装置代理人(管理人)を変更した使用者(様式第8号)

(3) 給水装置の使用を開始する使用者(様式第9号)

(4) 給水装置の使用を休止又は廃止する使用者(様式第10号)

(5) 給水装置の口径を変更する使用者(様式第11号)

(6) 消火のため使用した者又は消防演習に消火栓を使用しようとする者(様式第12号)

(7) 給水装置の所有者又は使用者に変更のあった新旧所有者(様式第13号)

(8) 給水装置所有者又は代理人、管理人の住所が変更になった所有者(様式第14号)

(使用水量の算出)

第20条 条例第31条に規定する使用水量は、メーターにより1立方メートルごとに計量し、1立方メートル未満の使用水量又は計量以降の使用水量は、翌月の使用水量に算入する。ただし、給水装置の使用を休止し、廃止し、又は給水を停止したときは、この限りでない。

(料金等の徴収方法)

第21条 条例の規定により徴収する料金等は、納入通知書により市長が指定する期日までに指定金融機関及び指定代理金融機関に納入するものとする。

(過誤納による精算)

第22条 料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(給水停止の処分)

第23条 条例第39条による給水の停止は、給水栓の封印、止水栓、制水栓の閉止又はメーターの取外し若しくは配水管との連絡を切断することによって行う。

(措置命令)

第24条 条例第37条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(様式第15号)により行うものとする。

(水道職員証)

第25条 条例及びこの規則により職務を執行する職員は、水道職員証(様式第16号)を常時所持しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第26条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山崎町水道事業給水条例施行規程(平成10年山崎町水道事業管理規程第2号)、一宮町簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年一宮町規則第11号)、波賀町簡易水道給水条例施行規則(平成10年波賀町規則第3号)又は千種町給水条

例施行規則（平成10年千種町規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年9月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月12日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条、第4条関係）

給水装置工事申込書			年 月 日
<p>宍粟市長 様</p> <p>宍粟市水道事業給水条例第5条の規定に基づき次のとおり給水装置工事を申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 _____                      (ふりがな)                      氏 名 _____ ㊟                      電話番号 _____ ( ) _____</p>			
給水装置の場所			
工事種別	新設・増設・変更・撤去		
口径別区分	13mm・20mm・25mm・40mm・ mm		
使用区分	一般住宅・工場・事務所・官公庁・その他 ( )		
予定利用者数	人	予定蛇口数	口
加入分担金	金 円		
家屋占用承諾書	<p>上記申込者の給水装置を私有地の _____ の家屋に設置                      させすることを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 住 所 _____                      氏 名 _____ ㊟</p>		
土地占用承諾書	<p>上記申込者の給水装置を私有地の _____ の土地に通過                      させ占有させることを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 住 所 _____                      氏 名 _____ ㊟</p>		
業者名			
現在の状況 (該当するものに○)	1 個人谷水水道	2 数戸共同水道	申 込 承 認
	3 家庭用井戸ポンプ	4 専用水道等	
	5 その他 ( )		自治会長 ㊟
添付書類			

様式第2号（第4条関係）

支 管 分 岐 承 諾 書

年 月 日

宍粟市長 様

申込者 住 所  
氏 名 ㊟

下記のとおり支管分岐承諾があったので給水装置工事を施工することを承認願います。  
上記申込者が私所有の給水装置より分岐して給水装置を設置することを承諾します。

年 月 日

所有者 住 所  
氏 名 ㊟



年 月 日

宍粟市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号 ( )

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 給 水 場 所  
(対象地番全部を記入)
- 2 開 発 事 業 の 名 称
- 3 開 発 目 的  
(○で囲む)
  - 1 宅地造成による土地分譲
  - 2 宅地造成及び分譲住宅建築
  - 3 その他 ( )
- 4 開 発 事 業 の 概 要
 

開発区域		m <sup>2</sup>	
計画地盤高	最高	m、最低	m
- 5 開 発 事 業 の 予 定 期 間
 

着工	年	月
完成	年	月
- 6 給 水 希 望 年 月
 

年	月
---	---
- 7 水道工事施工予定業者名
- 8 添付書類
  - (1) 位置図 S = 1 / 10,000
  - (2) 計画平面図 S = 1 / 1,000 ~ 1 / 2,500
  - (3) 配水管布設計画平面図 同
  - (4) その他必要書類

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

申請者 様

宍粟市長 印

開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 適……別紙給水協定書の締結を条件として同意します。

2 否

（理由）

様式第5号（第13条関係）

メーター保管証書

メーター口径 mm

メーター番号

メーター型式

上記メーターは責任をもって保管し、検針修理等を妨げるような行為はいたしません。

年 月 日

申込者（使用者）住所

氏名

印

宍粟市長 様

様式第6号（第14条関係）

メーター検査申請書

メーター口径 mm

メーター番号

メーター型式

現在指示数 m<sup>3</sup>

前回検針指示数 m<sup>3</sup>

メーター設置場所

理由

上記メーターに異常があるので検査くださるよう申請いたします。

年 月 日

保管者 住所  
氏名

㊟

宍粟市長 様

様式第7号（第19条関係）

給水装置代理人（管理人）選定届

年 月 日

宍粟市長 様

所有者 住 所  
(使用者)

氏 名 ㊟

下記のとおり給水装置使用代理人（管理人）を選定したので届出します。

1 給水装置の場所

2 給水装置の種類

3 代理人（管理人）

住 所

氏 名 ㊟

給水装置代理人（管理人）変更届

1 給水装置の場所

2 旧代理人                      住 所  
    (管理人)                      氏 名                      ㊟

新代理人                      住 所  
    (管理人)                      氏 名                      ㊟

上記のとおり変更したので届出します。

年 月 日

所有者 住 所  
          氏 名                      ㊟

宍粟市長                      様

様式第9号（第19条関係）

水道使用開始届

平成 年 月 日

宍粟市長 様

届出人

住 所

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり使用を開始したいので届出します。

使用場所		
(フリガナ)		
使用者		
使用開始年月日		
請求書 送付先	住所	
	(フリガナ) 宛名	

様式第10号（第19条関係）

水道使用休止・廃止届

平成 年 月 日

宍粟市長 様

届出人

住 所

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり使用を開始したいので届出します。

使用場所		
使用者		
休止・廃止年月日		
転居・転出先 住所	住所	
	(フリガナ) 宛名	

様式第11号（第19条関係）

給 水 装 置 口 径 変 更 届

コード番号

メーター番号

メーター口径

変更後の口径

上記のとおり給水装置の口径を変更したいので届出します。

年 月 日

所有者（使用者）

住 所

氏 名



宍粟市長 様

様式第12号（第19条関係）

## 消 火 栓 使 用 届

1 消 火 栓 の 場 所

2 消火栓の使用日時

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

3 使 用 責 任 者

住 所

氏 名

電話番号

4 使 用 理 由

上記のとおり消火栓を使用したので 届出します。  
したので  
したいので

年 月 日

宍粟市長 様

届出人 住 所

氏 名

㊟



様式第13号 (第19条関係)

給水装置 所有者・使用者 変更届

平成 年 月 日

宍粟市長 様

届出人

住所

氏名

印

電話番号

次のとおり変更したので届出します。

使用場所	
変更年月日	
変更事由	

所有者	新	住所	
		氏名	印
	旧	住所	
		氏名	印
使用者	新	住所	
		氏名	印
	旧	住所	
		氏名	印

様式第14号（第19条関係）

給水装置所有者（代理人・管理人）住所変更届

- 1 給水装置の場所
- 2 使用者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟
- 3 所有者（代理人・管理人）旧住所
- 4 所有者（代理人・管理人）新住所

上記のとおり住所変更しましたので届出します。

年 月 日

所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

宍粟市長 様

（表）

年 月 日
給水装置の管理義務違反に関する指示書
給水装置の使用者（所有者）氏名 _____様
宍粟市長 印
宍粟市水道事業給水条例第37条の規定に基づき、次のとおり指示します。
1 給水装置の場所
2 措置指示事項

(裏)

宍粟市水道事業給水条例抜粋

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、善良の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において給水装置の修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第37条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用使用者に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の使用使用者が第11条の工事費、第25条第2項の修繕費、第27条の料金又は第35条の手数料を市長が指定する期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用使用者が、正当な理由がなくして第30条のメーターの点検又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器具又は施設と連結して使用するものについて、警告を発してもなおこれを改めないとき。

（表）

		第 号	
写 真	水 道 職 員 証		
	所 属		
職氏名			( 年 月 日生)
年 月 日発行		宍粟市長 印	

（裏）

- 1 本証は、宍粟市水道事業給水条例及び同施行規則により職務を執行するとき  
は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。